

(一社) 大分県医療ソーシャルワーカー協会 会員の皆様へ

【 令和 2 年度の協会活動についての大切なお知らせ 】

平素より当協会の活動にご理解・ご協力を頂き、本当にありがとうございます。

すでに皆様もご存じの通り、現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、大分県にも非常事態宣言が発令されており、不要不急の外出自粛の要請が出ています。そして、皆様の所属機関でも、外部活動の自粛・禁止等、それぞれの対応が求められているのではないかと思います。

当協会も、例年であれば、新年度を迎え、4月より諸活動を開始するところではありますが、今年度におきましては、上記状況の中で、会員の皆様の健康を第一に考え、令和 2 年度の協会活動について、メール等による理事会での協議の結果、下記の方針とさせて頂きたいと考えております。皆様のご理解の程宜しくお願い申し上げます。

《 令和 2 年度の活動方針 》

○令和 2 年 6 月 30 日までの理事会、部会、各種研修・イベント等の人の集まる全ての活動は行わない。

※ただし、メールやweb会議等での理事会や部会の情報共有は可とする。

※7月以降の活動については、今後の情勢を鑑みて、まず理事会にて判断し、改めて会員へ案内する。

- ・延期していた診療報酬改定説明会（4月開催予定）は中止とする。
- ・延期していた令和元年度学術研究大会（5/23開催予定）は中止とする。
- ・初任者研修は開催日程の再調整を行う。（7月以降の情勢を判断して決定する）
- ・Smile meeting in 北部（7月開催予定）は延期とし、日程の再調整を行う。
- ・SWデーイベント（7月開催予定）は延期とし、今後の情勢次第では中止とする。
- ・令和 2 年度事業計画にて提示している 8 月以降の活動については、現状では予定通りの開催とするが、今後の情勢にて判断し、改めて中止や延期の案内を行うことも検討する。
- ・広報活動についてはできる範囲で実施する。
 - ※ホームページのリニューアルについては、準備でき次第、新たなものに更新する。
 - ※メルマガ、SNSでの情報発信は継続して行う。
- ・年 2 回開催予定の社員総会（3/15 延期分、5/23 開催予定分）は、本来、当協会の定款には、新年度開始後 90 日以内の開催と謳われているが、90 日以内である 6 月中の開催は困難と判断し、今回は書面開催・書面議決とする。（6 月上旬に総会資料が手元に届くように郵送する）

以上となります。特に、社員総会につきましては、皆様のご意見を頂く場をご用意できず、本当に申し訳ありません。代替案にはなりますが、総会資料を郵送する際、決議用紙の他に、皆様のご意見を記入

できる「ご意見シート」を同封させていただきます。頂いたご意見につきましては、書面回答できるようにしたいと考えておりますので、ご理解頂けますと幸いです。

令和2年度は、当協会設立60周年の年でもあり、さまざまな研修やイベントで皆様にお会いできることを私たちも楽しみにしていただけに、今回の判断は本当に残念でなりません。今、私たちが行うべき行動を全員がしっかりと行い、感染状況が収束を迎えた際には、これまで通りの協会活動を速やかに再開できるよう、私たちもその準備を今できることから進めていきたいと思っています。

最後に、まだまだ予断を許さない日々が続いていますが、皆様もご自身の体調管理に気をつけられ、どうぞ健康にお過ごし下さい。私たちは皆様の健康を願うと共に、またお会いできる日を心より楽しみにしています。

令和2年4月24日
(一社) 大分県医療ソーシャルワーカー協会
会長 脇坂 健史
理事一同